

※従事先を退職した場合は、直ちに提出してください。
 ※従事期間が記載されている指定業務従事届（様式第6）で代用することができます。

業務従事期間証明書

記入日	年 月 日
-----	-----------------

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

借受者記入欄	貸付番号			
	資格登録日	年	月	日
	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日（ 歳）
	住 所	〒		
	電 話	自宅（ ）	-	携帯（ ）

下記のとおり保育士の業務に従事しました。

勤務先記入欄	業務従事先	所在地及び電話番号	〒	
		名 称		
		分 類	（欄外の就労先の番号をご記入ください。）	
		職種・勤務時間	保育士 ・ 週20時間以上の勤務	
	業務従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 年 月間） （産休、育休、疾病等の理由で業務に従事しなかった期間は除いてください。）		
	備 考			
上記のとおり従事したことを証明いたします。 年 月 日 業務従事先の法人 及び事業所の名称 <hr style="border: 0.5px solid black;"/> 代表者（法人又は事業所） 事業所 の職名及び氏名 の印 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">（担当者名： ）</div>				

就労先が次のいずれかに該当する施設又は事業所であること。

- (1) 児童福祉法第7条に規定する保育所
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設または (3) への移行を予定している施設
- (3) 認定こども園
- (4) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- (5) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- (6) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- (7) 離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- (8) 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- (9) 企業主導型保育事業

太枠内を漏れなく記入してください

※従事先を退職した場合は、直ちに提出してください。
※従事期間が記載されている指定業務従事届（様式第6）で代用することができます。

記入例

業務従事期間証明書

記入日 令和〇年〇月〇日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

借受人記入欄	貸付番号	123456
	資格登録日	〇〇年〇月〇日
	フリガナ	アイチ フクシ
	氏名	愛知 福祉
	生年月日	〇〇年〇月〇日生（〇〇歳）
	住所	〒123-4567 名古屋市〇区〇〇1丁目2番地 〇〇〇マンション102号
	電話	自宅（052）111 - 2222 携帯（090）3333 - 4444

下記のとおり保育士の業務に従事しました。

勤務先記入欄	業務従事先	所在地及び電話番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇 愛知県〇〇市〇〇町999 電話（〇〇〇〇） 〇〇〇 - 〇〇〇〇
		名称	〇〇市立 〇〇保育園
		分類	(1) (欄外の就労先の番号をご記入ください。)
		職種・勤務時間	保育士 ・ 週20時間以上の勤務
	業務従事期間	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日（〇年〇月間） (産休、育休、疾病等の理由で業務に従事しなかった期間は除いてください。)	
	備考	令和〇年〇月〇日 退職	
	上記のとおり従事したことを証明いたします。 令和〇年〇月〇日 業務従事先の法人 及び事業所の名称 〇〇市立 〇〇〇保育園 代表者（法人又は事業所） の職名及び氏名 園長 〇〇 〇〇〇 (担当者名： 福祉 太郎)		

就労先が次のいずれかに該当する施設又は事業所であること。

- 児童福祉法第7条に規定する保育所
- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設または(3)への移行を予定している施設
- 認定こども園
- 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- 離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- 企業主導型保育事業